

公 示

平成20年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業の委託先の公募について

林野庁では、平成20年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業について、実施者を公募します。本事業の受託を希望される方は、下記に従い御応募ください。

第1 事業名

平成20年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

第2 事業の概要

1 目的

本事業は、木質バイオマスの新たな利用を目的とした製造システムを構築することにより、林地残材や間伐材等未利用森林資源の利用を促進させるとともに、異業種との連携やニュービジネス市場の形成を通じて林業・木材産業の新たな展開を図るものです。

2 事業の内容

本事業では、木質バイオマスを分子レベルでとらえ、化学的又は物理的、生物的に変換する技術により、木質成分を総合的に利用する製造システムを対象として、全国の民間企業、研究機関、大学等に存在する研究成果や技術開発成果を要素技術として活用した製造システムの技術実証を行い、全国に普及可能な基本となる製造システムの構築を行います。

平成20年度においては、製造システムの構築のための5年間以内での実証計画の作成及び実証プラント等の整備、技術実証等を行うこととします。

3 事業の対象となる対象課題

本事業においては、未利用森林資源の利用や新産業の創出を複合的に進めていくため、目的や活用形態の異なる製造システムごとに提案を募集し、技術実証を行います。対象となる実証課題は、以下のとおりです。

対 象 課 題	事業規模	内 容
(1) 大規模低コスト型製造システム	7～8億円	大量の森林資源を原料として活用し、汎用プラスチックやバイオエタノールなど汎用性が高く、広い市場が期待される製品を製造するシステムです。安定した大量生産のための低コストで高効率な製造システムを構築します。
(2) 高付加価値型製造システム	1～2億円	木材の高付加価値化を実現し、新規用途や新規市場を開拓し得るような製造システムです。高品質で高機能な工業用材料や製品等、市場価値の高い木質由来製品の製造システムを構築します。
(3) 小規模分散型製造システム	1～2億円	地域での活用や、原料を収集しながらの製造を想定した、小規模プラントや移動式小型プラントによる製造システムです。機動性や操作性に優れた効率の良い製造システムを構築します。

第3 予算額（契約限度額）

本事業についての予算総額（契約限度額）は、以下のとおりとします。

1, 200, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4 応募資格

本事業への応募資格については、第10の問い合わせ先で配布し、又は農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）及び林野庁ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp>）に掲載する応募要領第4の応募資格を参照してください。

第5 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から平成21年3月19日（木）までとします。

ただし、本事業における実証プラント等が保守管理等を要する場合は、平成21年3月31日（火）までを契約期間とし、実証プラントの整備及び技術実証等の実施については平成21年3月19日（木）までとし、それ以降は保守管理業務のみを実施することとします。

なお、契約については、国と契約者候補との間で契約に関する協議が調い次第締結します。

第6 参加表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、応募要領第6の参加表明書に関する事項を参照の上、申請してください。

第7 応募に係る説明会の開催

本事業に関する説明会への出席を希望する者は、応募要領第7の応募に係る説明会の開催についてを参照してください。

日時：平成20年5月30日（金）13：30～14：30

場所：農林水産省三番町共用会議所 三番町第3会議室

（東京都千代田区九段南2-1-5）

第8 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間 平成20年5月23日（金）～6月23日（月）
- 2 配布曜日 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）
- 3 配布時間 10：00～12：00及び13：00～17：00
- 4 配布場所 第10の問い合わせ先

第9 その他

本公示に記載のない事項については、応募要領によるものとしますので、必要に応じ第10の問い合わせ先に照会してください。

第10 問い合わせ先

〒100-8952

東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室技術指導班

（農林水産省南別館7階、ドア番号別705）

電話：03-3502-8111（内線6215）

FAX：03-3502-2104

担当者：清水、赤塚

以上、公示する。

平成20年5月23日

支出負担行為担当官

林野庁長官 井出 道雄

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/kouhousitu/cyoutatsukankeijouhou.html>）をご覧ください。